デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準

デジタル工事写真の小黒板情報電子化(電子黒板) について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得た うえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とす ることができる。

対象工事では、以下の1.から4.の全てを実施することとする。

適用については、以下の5.から7.とする。

1. 対象機器の導入受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、新潟市土木工事共通仕様書 土 木工事写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑 性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」 記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただ し、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入受注者は、上記1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

小黒板情報の電子的記入を行う項目は、新潟市土木工事共通仕様書 土木工事写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の 使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

- 3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い本工事の工事写真の取扱いは、新潟市土木工事共通 仕様書 土木工事写真管理基準「2-2撮影方法」に準ずるが、上記2に示す小黒板情報の 電子的記入については、新潟市土木工事共通仕様書 土木工事写真管理基準「2-5写真の 編集等」及び 国土交通省のデジタル写真管理情報基準(案)「6.写真編集等」で規定されて いる写真編集には該当しない。
- 4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品受注者は、上記2に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)の チェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

5. 対象工種は、新潟市土木工事共通仕様書 土木工事写真管理基準に準ずるほか、監督員が承諾した工種とする。

建築営繕工事等においては、土木工事に準じて行うものとする。

- 6. 平成30年4月1日以降、入札の公告または入札の通知を行う工事から適用する。
- 7. デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合の工事成績評定については、6. の 適用年月日以降に入札の公告または入札の通知を行う工事から、評価の対象外とする。